

障事第1672号
令和4年3月18日

指定就労継続支援事業所管理者様

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長
(公印省略)

生産活動拡大支援事業補助金交付要綱について

標記の件について、別添のとおり交付要綱を制定したので通知します。
なお、本要綱については令和3年4月1日から適用することを申し添えます。

生産活動拡大支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 生産活動拡大支援事業については予算の範囲内において交付するものとし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び千葉県補助金等交付規則(昭和32年9月20日規則第53号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(事業の目的)

第2条 本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による発注の減少等に伴い生産活動が停滞している就労継続支援事業所(指定都市及び中核市を除く)に対し、新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等を通じて、事業所の生産活動が拡大するよう支援を行い、そこで働く障害者の賃金・工賃の確保を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第3条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所に対し、その生産活動の拡大に向けて必要となる費用を助成する。

(補助の対象)

第4条 この補助金の対象となる事業所、補助の対象となる費用、対象経費及び補助金の算出金額は次のとおりとする。なお、交付の対象とするのは、1事業所・施設当たり1回に限る。

(1) 対象となる事業所

対象となる事業所は、次のアからエのいずれの要件にも該当する就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所であって、所定様式(別紙1)により生産活動収支の状況を報告した事業所とする。

ア 申請月(第8条にある申請を行った月のことをいう。)において1人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供していること

イ 平成19年4月2日付障発0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知記3にある(報告対象年度分の)工賃実績を千葉県に報告していること

ウ 事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金その他本事業と支援内容が重複すると千葉県知事が認める国の支援策を受けていないこと

エ 令和3年4月以降、次の(ア)から(ウ)のいずれかの要件に該当する月(以下「対象月」という。)もしくは次の(エ)から(カ)の要件に該当する期間(以下「対象期

間」という。)があること

(ア) 新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月の生産活動収入が前々年同月比で50%以上減少した月(※1)

(イ) 事業開始後最初に生産活動収入が発生した月(以下「事業開始月」という。)が令和元年5月から令和元年12月までの間にある事業所であって、かつ(ア)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月の生産活動収入が、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月(当該月の前々年同月が事業開始月前である場合に限る。)

(ウ) 事業開始月が令和2年1月から令和2年3月までの間にある事業所であって、かつ、(ア)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月の生産活動収入が、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて、50%以上減少した月(当該月の前々年同月が事業開始月前である場合に限る。)

(エ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3か月の生産活動収入が前々年同期比で30%以上減少した期間(※2)

(オ) 事業開始月が令和元年5月から令和元年12月までの間にある事業所であって、かつ、(エ)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3か月の生産活動収入が、連続する3か月の生産活動収入が、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間(当該期間の最初の月の前々年同月が事業開始月前である場合に限る。)

(カ) 事業開始月が令和2年1月から令和2年3月までの間にある事業所であって、かつ、(エ)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3か月の生産活動収入が、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間(当該期間の最初の月の前々年同月が事業開始月前である場合に限る。)

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年3月における生産活動収入の減少が認められ、本要件に該当しない場合においては、1か月の生産活動収入が平成31年1月から3月までの同月と比較して50%以上減少した月も対象月とすることができる。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年3月における生産活動収入の減少が認められ、本要件に該当しない場合においては、連続する3か月の生産活動収入が平成30年11月から平成31年3月までの同期間と比較して30%以上減少した期間も対象期間とすることができる。

(2) 補助の対象となる費用

補助の対象となる費用は次に掲げる費用であって、就労支援事業会計(「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日付社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知)別紙に示す会計処理のことをいう。)から支出すべき費用とする。

- ア 新たな生産活動への転換等に要する費用
- イ 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用
- ウ 経営コンサルタント派遣等経営改善に要する費用
- エ 生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用

(3) 補助額の算定方法

補助額は、(2) アからエの対象となる費用ごとに、下表により算出された基準額と実支出額から寄附金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額を比較して低い方の額の範囲内で知事が必要と認めた額を交付額とし、事業所ごとに、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を交付額とする。ただし、複数の事業所を運営する法人においては、1法人あたりの上限を120万円とする。基準額は次のアからカの算出式による算出額に応じ下表のとおりとする。

ア (1) エ(ア)に該当する事業所の場合

対象月の前々年同月を含む事業年度(※3)の年間生産活動収入－(対象月の生産活動収入×12)

イ (1) エ(イ)に該当する事業所の場合

事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－(対象月の生産活動収入×12)

ウ (1) エ(ウ)に該当する事業所の場合

事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－(対象月の生産活動収入×12)

エ (1) エ(エ)に該当する事業所の場合

対象期間の前々年同期間を含む事業年度(※4)の年間生産活動収入－[(対象期間の生産活動収入÷3)×12]

オ (1) エ(オ)に該当する事業所の場合

事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－[(対象期間の生産活動収入÷3)×12]

カ (1) エ(カ)に該当する事業所の場合

事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－[(対象期間の生産活動収入÷3)×12]

※3 ※1に該当する場合においては、対象月と比較した月を含む事業年度

※4 ※2に該当する場合においては、対象期間と比較した期間を含む事業年度

対象費用	算出額	基準額
(2) ア	15万円以上	15万円
	15万円未満	当該算出額
(2) イ、ウ、エ	5万円以上	5万円
	5万円未満	当該算出額

2 第1項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、

相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（暴力団密接関係者）

第5条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する者である団体）とする。

（補助金の対象除外）

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 指定都市及び中核市が実施する第4条第1項に規定する事業に要する経費
- (2) 指定都市及び中核市に所在する事業所等が実施する第4条第1項に規定する事業に要する経費
- (3) 障害福祉サービス等の報酬及び他の国庫補助金や交付金等で措置されている経費

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 本事業の経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 本事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 本事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 本事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなった場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 本事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及び

その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 本事業に係る収入及び支出を明らかにした収入・支出調書（別紙8）による調書を作成するとともに、帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 補助金の交付を受けた者は、知事から求めがあった際には、支出証拠書類等知事の求めるものを別途提出しなければならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、仕入控除税額報告書（別紙4）により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに知事に報告しなければならない。

（交付申請）

第8条 この補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期間までに知事に対し生産活動拡大支援事業申請書（別紙1）に誓約書（別紙5）、役員名簿（別紙6）、その他関係書類を添えて提出することにより申請を行う。申請する際には、決算書、売上帳簿等事業所の減収の状況が確認できる資料を提出する必要がある。

（交付決定）

第9条 知事は第8条により提出された申請書（別紙1）及び関係書類を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付を決定し、その内容を通知するものとする。

（実績報告書）

第10条 実績報告は事業完了後1か月以内又は知事が別に定めた日までに行うものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 生産活動拡大支援事業実績報告書（別紙2）
- (2) 補助事業等により取得した財産に係る契約書、納品書、領収書、写真その他の取得を

証明する書類

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容を適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知する。

(交付請求)

第12条 補助金の交付を請求しようとするときは、交付額の確定通知を受理後、速やかに、補助金交付請求書（別紙3）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第13条 補助金は、第10条に規定する実績報告書（別紙2）を提出し、補助金の額が確定した後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金概算払交付請求書（別紙7）により請求できるものとする。

2 前項の概算払については、交付決定後に請求を行い、実績報告書（別紙2）の提出後、補助金の額の確定、精算を行うものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(決定の取消等)

第15条 知事は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の他の用途への使用をし、その他交付事業に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

(3) 第4条第2項及び第5条に該当する者であることが判明したとき。

2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助金の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 交付事業者は、第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還

を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

- 5 交付事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

（その他）

第16条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。